

保育園の適正利用にご協力ください

◆保育園はお仕事などでご家庭での保育が難しいお子さんを保護者に代わって保育する場所です。

◆ご家庭で一緒に過ごせる日や時間には、お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。ご家庭で保護者と一緒に生活することで、子どもの心や情緒が安定し、興味や関心が深まります。



【例】認定事由が「就労」の場合、利用時間の原則は「勤務時間+通勤時間」

保育園の利用についての疑問にお答えします。

◆ 仕事帰りに買い物をしてから、迎えにいてもいいですか？

⇒ お子さんのお迎えをしてから、お買い物をしましょう。



◆ 上の子の習い事の送迎や行事に参加するため、下の子を預けてもいいですか？

⇒ 習い事の送迎や行事の参加を理由に預けることはできません。

◆ 仕事が休みの日でも、子どもを保育園に預けてもいいですか？

⇒ 原則としてご家庭保育となりますが、保護者の方の通院などの用事がある場合は保育園を利用することができます。保育園へ預ける際に、仕事が休みの旨を忘れずに伝えましょう。また、用事が終わり次第早めにお迎えをするなど、ご家庭でお子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

※その他やむを得ない状況等が発生した場合は、保育園にご相談ください。

個々の家庭により、様々な事情があることは承知しています。

可能な限りのご協力をお願いいたします。

小川町では、保護者の皆さまと保育園が支え合える関係を目指しています。



小川町子育て支援課
0493-81-6181